

# 平岡会計だより

2026.3 Vol. 195

発行元



税理士法人 平岡会計事務所  
大阪府中央区天満橋京町1番26号  
尼信天満橋ビル7階  
TEL06(6966)5858 FAX06(6966)5868  
<http://www.hiraoka-kaikei.jp/>

<目次>

税務》 修繕費と資本的支出	P 2
特集》 リース期間定額法の改正	P 3
労務》 新年度を見据えた労務管理の再確認を	P 4

## ～ 税務調査について（調査の種類編）～

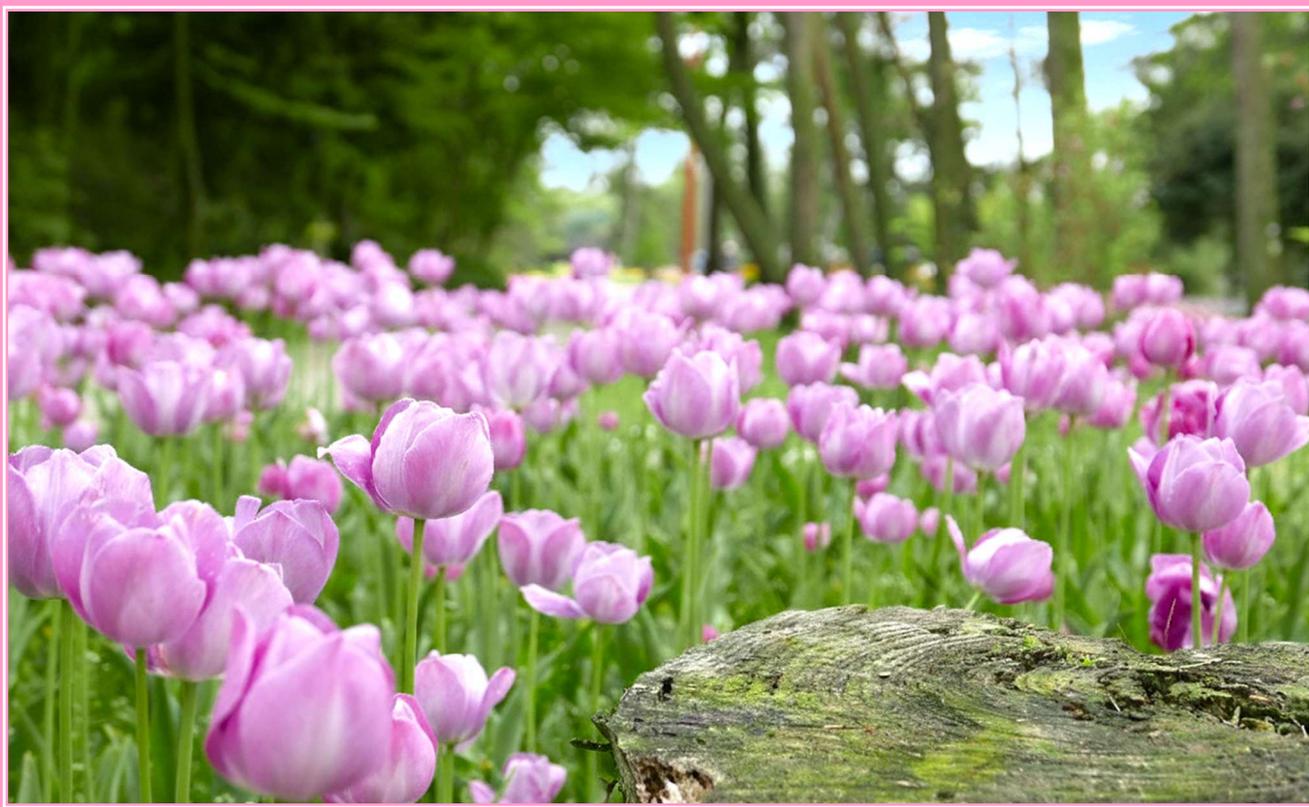
税務調査には、大きく分けて「国税局が行う調査」と「税務署が行う調査」の2種類があり、国税局の中には、「査察部」・「調査部」・「課税部（資料調査課）」という部署があります。

「査察部」は脱税などの犯罪を摘発するための部署で、裁判所の令状に基づく強制調査を行います。事前通知はなく本社、各支店、社長の自宅に早朝から一斉同時に着手されます。目的は刑事罰を科すことであり、刑事事件として扱われます。

「調査部」は資本金1億円以上の大会社向けの調査を行い、「課税部（資料調査課）」は税務署と共同して行う厳しい調査となります。こちらも事前通知は無く、本社と社長の自宅に同時に着手されることが多いです。

税務署が行う調査は、「総合調査」（事前通知あり、法人税・所得税・相続税等を同時に行う調査）、「特別調査」（事前通知なし、不正計算が見込まれる案件で税務署が単独で行う厳しい調査）、「一般調査」（事前通知あり、定期的な通常の調査）で構成されています。一般調査以外は5名前後の調査官が動員されます。

「査察部」の強制調査以外は任意調査となりますが、国税通則法において合理的な理由なく調査官の質問検査権を拒否した場合には1年以内の懲役または50万円以下の罰金と規定されており、間接的に受忍義務があるものとされています。（梅野広二）



チューリップ（兵庫県立フラワーセンター）

## ～修繕費と資本的支出～

固定資産の修繕や改良などにかかる支出が、税務上「修繕費」か「資本的支出」かの判断に迷うことがあります。今回は、その区分をフロー図で確認したいと思います。

保有している固定資産の修理、部品交換、改良など（以下、修理等）をした場合に支出した金額について、税務上、修繕費（一時の費用）となるか、資本的支出（資産計上し、減価償却を通じて費用化）となるかは、基本的に次のように区分されます。

その固定資産の通常の維持管理や原状回復のために要したと認められる部分 ⇒ **修繕費**

- 《例示》・機械装置の移設（集中生産のための移設等を除く。）に要した費用  
・地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するための地盛り費用

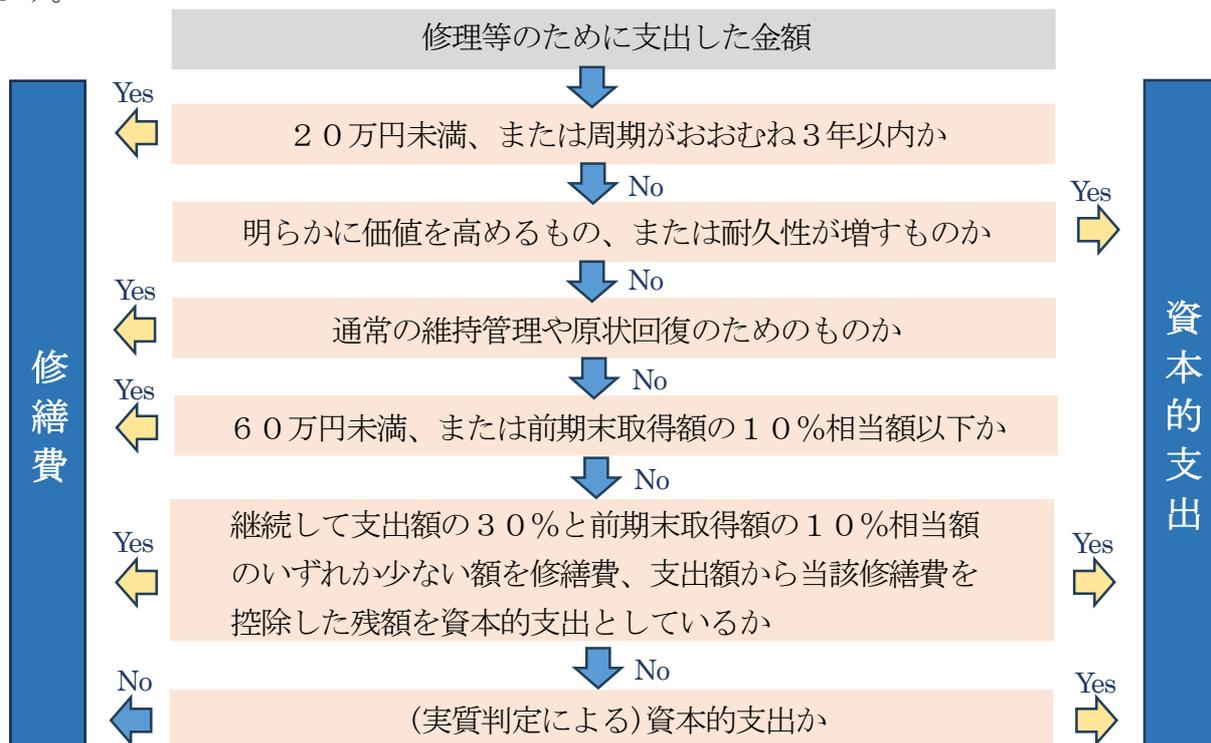
その固定資産の価値を高め、または耐久性を増すと認められる部分 ⇒ **資本的支出**

- 《例示》・建物の避難階段の取付けなど、物理的に付け加えた部分の金額  
・機械の部分品を特に品質または性能の高いものに取り替えた場合で、その取替えの金額のうち通常の見取替えの金額を超える部分の金額

ただし、次の場合には実質に関係なく修繕費とすることができます。

- ① 一つの修理等の金額が20万円未満
- ② おおむね3年以内の期間を周期として行われる

なお、①②いずれにも該当しない場合で修繕費か資本的支出か明らかでないときは、一定の金額や割合などに応じて区分することもできます。これらの区分についてまとめたものが、次のフロー図になります。



(作成：辻川裕哉)



# リース期間定額法の改正

令和9年4月から新しいリース会計基準が適用されることに伴い、税務上の「リース期間定額法」も大きな見直しが行われます。経理実務に影響する主な変更点と、経過措置のポイントをまとめました。

(中小企業は、「中小企業の会計に関する指針」により、所有権移転外ファイナンス・リース取引について引き続き賃貸借処理ができます。)

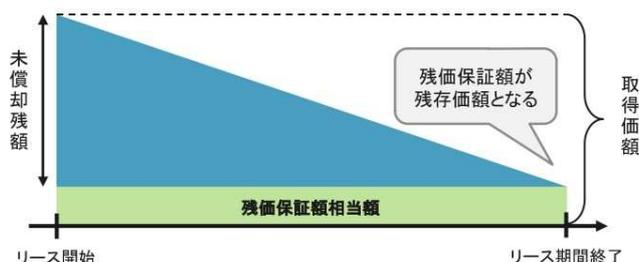


## 1. 改正の背景と償却限度額の見直し

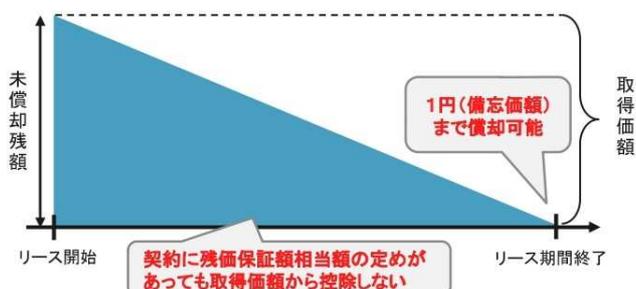
法人税法上の「所有権移転外リース取引」に該当する資産は、原則としてリース期間定額法により減価償却を行います。改正前は、残価保証額(※)がある場合、取得価額からその額を控除して償却していましたが、改正後は令和9年4月1日以後の契約分から、残価保証額を控除せずに計算するルールに変更されます。これにより、リース資産も他の減価償却資産と同様に1円(備忘価額)までの償却が可能となります。

(※)残価保証額とは、リース終了時の処分価額が保証額に満たない場合、その不足分を賃借人が支払うと定めた際の保証金額を指します。

○改正前



○改正後



## 2. 既存契約への「経過措置」と選択のメリット

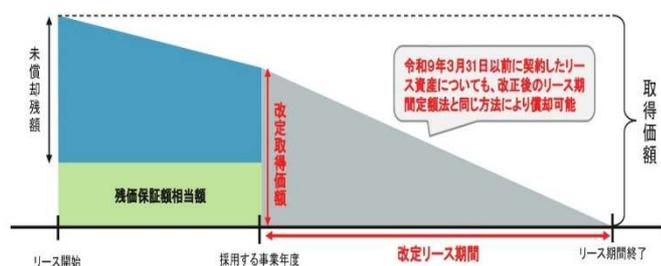
新ルールは令和9年4月以降の契約が対象ですが、それ以前に締結した契約(経過リース資産)についても、前倒しで新ルールと同様の処理を選択できる経過措置が設けられています。

令和7年4月1日以後開始事業年度から、届出により「経過リース期間定額法」を選定できます。

この措置を適用すれば、既存のリース資産についても1円までの償却が可能となります。

ただし、経過措置を適用する場合には、以下の2点に注意が必要です。

【経過リース期間定額法のイメージ図】



- ① 全資産への適用: その事業年度に有するすべての経過リース資産について一括して選定する必要があります。(個別の選定は不可)。
- ② 届出書の提出: 経過リース期間定額法を採用しようとする事業年度(令和9年3月31日後最初に開始する事業年度以前の事業年度に限る)に係る確定申告書の提出期限までに、一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出すること。

## 新年度を見据えた労務管理の再確認を

3月は年度替わりを目前に控え、労務管理体制を見直す重要な時期です。4月には新入社員の入社や、雇用条件の変更などが集中し、準備不足のまま新年度を迎えると、従業員との認識のズレや労務トラブルにつながるおそれがあります。新年度を円滑にスタートさせるため、以下の点について今一度ご確認ください。



### ① 雇用契約書・労働条件通知書の内容確認

雇用契約書および労働条件通知書について、賃金額、労働時間、休日、時間外労働の取扱いなどの法定記載事項が漏れなく記載されているか、また現在の就業実態と一致しているかを確認しましょう。

業務内容や勤務形態が変わっているにもかかわらず、書面が以前のままとされているケースも多く見受けられます。こうした状態は、未払残業代などのトラブルに発展する可能性があるため注意が必要です。口頭での運用に頼っている場合は、書面による整理と明確化をしましょう。

### ② 36協定の有効期限と協定内容の見直し

36協定の有効期限をご確認ください。協定の期限が3月末までとなっている事業所も多く、更新手続きを行わないまま4月以降に時間外労働を行うと、労働基準法違反となる恐れがあります。併せて、協定内容が現在の業務量や働き方に合っているか、特別条項や上限時間が適切かについても見直しておくことが重要です。実態に合わない協定内容は、形だけのものとなり、リスクを高める要因となります。

### ③ 年次有給休暇の取得状況と管理体制

年次有給休暇については、年10日以上付与される従業員に対して、年5日の取得義務が課されています。取得状況が適切に管理されているか、管理簿が作成・保存されているかを改めて確認しましょう。

取得率が低い場合や管理が不十分な場合には、労働基準監督署の調査時に指摘を受けやすいポイントとなります。計画的付与制度の活用や、取得しやすい職場環境づくりなど、自社に合った運用方法を検討することが求められます。

この機会に労務管理を確認し、不明点や不安があれば専門家に相談しましょう。

(作成：川口智美)



### — 編集後記 —

「三寒四温」の言葉通り、寒暖を繰り返しながら春の輪郭がはつきりとしてまいりました。3月の「弥生」という名は、草木が「いよいよ（弥）生い茂る（生）」が転じたものだそうです。また、この時期の雨は「菜種梅雨」とも呼ばれ、百花を急かす恵みの雨でもあります。大阪市内では、3月下旬から大阪城公園や大川沿いで桜が見頃を迎え、鶴見緑地ではチューリップやネモフィラが咲き始めます。私も短い春の季節を目一杯楽しみたいと思います。

(石原)